なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金等に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4　賞与引当金及び引当外賞与見積額の計上額

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除して計算しております。

5　貸倒引当金の計上基準

農地等割賦売渡債権、農地等取得資金貸付金債権、未収入金及び破産更生債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒れ実績に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6　給付準備金の計上根拠及び計上基準

給付準備金

独立行政法人農業者年金基金の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年農林水産省令第100号）第24条及び「独立行政法人農業者年金基金の財政運営に係る取扱い」（平成15年10月１日付け15経営第3483号）第４に基づき計上しております。

7　有価証券及び金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券

売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

⑵　金銭の信託

時価法

8　未収財源措置予定額の計上基準

年金給付に要する費用のうち、その発生額を後年度において財源措置することとされている特定の費用（独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号。以下「基金法」という。）附則第17条第４項）について、独立行政法人会計基準第84に基づき計上しております。

9　キャッシュ・フローの資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

10　消費税等の会計処理

税込方式によっております。

（会計方針の変更）

該当ありません。

（表示方法の変更）

該当ありません。

（貸借対照表関係）

運営費交付金から充当されるべき引当外賞与見積額

57,102,705円

運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額

511,457,568円

（損益計算書関係）

雑損の主な要因は、独立行政法人農業者年金基金法第58条の規定に基づき時効により消滅した保険料額であります。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

資金の期末残高	5,737,896,977円
現金及び預金残高	5,737,896,977円

（行政サービス実施コスト計算書関係）

引当外退職給付増加見積額のうち、△5,275,352円については国等からの出向職員に係るものであります。

（重要な債務負担行為）

該当ありません。

（重要な後発事象）

該当ありません。

（金融商品関係）

1　金融商品の状況に関する事項

⑴　特例付加年金勘定、農業者老齢年金等勘定

特例付加年金及び農業者老齢年金等については、年金給付及び死亡一時金に充てるべき準備金として、基金法第42条により、特例付加年金助成補助金及び加入者が納付した保険料を年金給付等準備金として積み立てることが規定されており、年金給付等準備金については、同法第43条により有価証券の取得、金融機関への預金及び信託会社への信託により運用しております。

年金給付等準備金の運用については、基金法第43条に基づき安全かつ効率的に行うよう努めており、「年金給付等準備金運用の基本方針」（平成15年10月２日認可・制定）により、運用状況、運用結果を資金運用委員会へ報告を行い、運用結果の評価を行っております。また、運用状況、運用結果については、独立行政法人農業者年金基金中期計画により、四半期ごとに情報を公開しております。

⑵　旧年金勘定

旧年金の給付については、基金法附則第16条において国庫負担されることが規定されております。また、同法附則第17条第１項及び第２項において国庫負担の平準化を図るため、基金は農林水産大臣の要請を受けて長期借入金を行うことが規定されていることから、旧年金の給付に要する費用の額に相当する額については、国庫負担金及び民間資金借入金により資金を調達しております。

民間資金借入金に係るリスクについては、同法附則第17条第３項の規定により政府保証を受けているところであり、また同条第４項の規定において債務の償還及び債務に係る利子の支払いに要する費用については、未収財源措置予定額として国庫が負担する旨が規定されているところでありますので、これらの規定によりリスクに備えております。

⑶　農地売買貸借等勘定

農地等及びその附帯施設の買入・売渡、借入・貸付及び取得に必要な資金の貸付等については、「農業者年金基金の財務及び会計に関する省令」（昭和45年10月26日厚生・農林省令第１号）第３条の規定により、旧年金勘定からの借入金により資金を調達しております。

農地等割賦売渡債権、農地等取得資金貸付金及び破産・更生債権等については、個人に対する債権であり、貸付先等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。このため当基金では「売渡金債権及び貸付金債権の管理回収事務取扱要領」（平成15年10月１日制定）等の規定に従い、債権について個別に保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運用しております。

2　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	5,737	5,737	—
⑵有価証券	57,348	57,431	83
売買目的有価証券	37,950	37,950	—
満期保有目的の債券	19,398	19,481	83